

令和7年度 新潟県立小出高等学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校全体で取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に早急に報告し、連携しながら対処するとともに、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「小出高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

また新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条で定義されている「いじめ類似行為」に関しても、いじめ同様の対策と認知、及びその後の対応を行います。

1 組織的な対応

- ・ いじめが疑われる事態を発見した教職員は、即日いじめ対策推進教員に報告します。いじめ対策推進教員は、いじめを発見した教職員とともに、即日管理職に報告します。
- ・ 管理職は第1次判断を行い、いじめの疑いがある場合は、すみやかにいじめ対策委員会を開催します。
- ・ いじめ対策委員会で、被害が疑われる生徒への支援、保護者への報告、加害が疑われる生徒の聴き取り等について検討します。
- ・ 職員朝会等で全教職員に報告し、情報を共有します。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 課題未然防止教育

- ・ 「SNS教育プログラム」「SOSの出し方に関する授業」を計画的に行います。
- ・ インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。
- ・ ソーシャルスキルトレーニング等、人との関わり方について学ぶ機会を設定します。

(2) 発達支持的生徒指導

- ・ 生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、授業や行事を通して、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる」人権感覚を育成します。
- ・ 分かりやすい授業を行うとともに、生徒が考え、話し合い、発表する機会を確保します。

3 いじめの早期発見に向けて

- ・ 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒が相談しやすい体制を整えます。
- ・ 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。生徒の変化を認識した場合は、学年等で情報を共有し、組織的に対応します。
- ・ 学校生活に関するアンケートや教育相談を計画的に実施し、実態把握に取り組みます。
- ・ 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- ・ 長期休業前や休業明けには学校以外の各種相談窓口を周知します。

4 いじめの早期解決に向けて

- ・ いじめられている生徒やいじめを伝えた生徒を徹底的に守り通すとともに、いじめられている生徒や保護者、いじめを伝えた生徒の立場に立って対応します。
- ・ いじめている生徒については、その行為に至った背景や心情を十分に聴き取ります。その上で、二度と繰り返さないよう、学校組織として指導します。
- ・ 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が連携していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- ・ 指導した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に見守ります。
- ・ いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を計画的に実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。